平成２４年（フ）第１８５号
大阪府大東市諸福５丁目２番18号
債務者　金子美代子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０号
大阪府寝屋川市松屋町18番18―501号、前住所大阪府寝屋川市日新町13番17号
債務者　吉村　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７号
長崎県長崎市立岩町９番11号
債務者　吉武　民義
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
長崎県長崎市蚊焼町1840番地、旧住所長崎県長崎市蚊焼町2134番地２
債務者　髙比良樹里
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５１号
長崎県長崎市小浦町714番地９　山口アパート２Ｆ、旧住所長崎県長崎市小浦町66番地１雇用促進住宅２棟205
債務者　國知出文子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１６号
熊本市上南部３丁目33番13号
債務者　市原　耕一
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７１７号
熊本市上南部３丁目33番13号
債務者　市原　静枝
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７４０号
熊本市出水８丁目34番59号　サンライフ荒木Ｂ―201号
債務者　三川　裕司
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７８５号
熊本県菊池郡大津町大字大津1386番地１
債務者　毛利上孝治
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７８６号
熊本県菊池郡大津町大字大津1386番地１
債務者　毛利上春美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９３号
熊本市水前寺１丁目21番29号　メゾーネ水前寺603号
債務者　松本　叔子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７９８号
熊本市長嶺南１丁目１番52　ローズルーストゥ長嶺105号
債務者　吉岡　里香
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８０９号
熊本市島崎５丁目43番20号
債務者　小林　廣利
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８１９号
熊本市清水新地７丁目２番６号　新地団地Ｅ―５―202号
債務者　三隅　京子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８２６号
熊本市植木町鐙田765番地１
債務者　井上　寿久
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４１号
熊本市水前寺６丁目10番14号　豊島荘９号
債務者　橋本眞理子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８４４号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水188番地５
債務者　戸上　正憲
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部